

第156回防衛調達審議会議事要旨

1 日時

平成31年2月20日（水）10時00分～11時30分

2 場所

防衛省庁舎A棟11階第1省議室

3 出席者

（委員）

河村会長 尾畑会長代理 柴山委員 西谷委員 藤川委員 星委員

（防衛省）

防衛装備庁 土本装備政策部長 水野谷調達管理部長 森調達事業部長 池田監察監査・評価官（事務局）

阿部統幕首席後方補給官 陸幕装備計画部長代理 装備計画課補給管理班長 大力海幕装備計画部長 空幕装備計画部長代理 整備・補給課補給室長

4 議題

- （1）平成31年度防衛調達審議会開催計画
- （2）サンプリング調査審議のフォローアップ
- （3）次回の日程等

5 議事概要

（1）平成31年度防衛調達審議会開催計画

平成31年度防衛調達審議会開催計画について、事務局から説明を行い、了承された。

（2）サンプリング調査審議のフォローアップ

【CORE ENGINE MODULE 外（整備）】（第152回航空自衛隊）

フォローアップ事項

・各種の整備作業が行われている中、整備期間を短縮するための取組みを含めて、運用できる機体を確保するために各種整備作業のコントロールをどのように行っているのか。具体的な事例をフォローアップ審議の際に説明されたい。

（資料に基づき説明）

防：エンジンを構成する各モジュールの修理のタイミングが異なるため、モジュールごとにサイクル（又は時間）管理を行い、サイクル（又は時間）が近いモジュール同士を最適に組み合わせて整備作業を行っている。

委：最適な組み合わせを行うためには、ある程度のノウハウが必要になると思われるが、当該整備作業に従事している者が異動になるなどした場合、蓄積されたノウハウを活用できなくなることはないのか。

防：部隊における整備作業は標準化されており、それぞれ同じ規定に基づき、同じ器材を使用して行われているため、基本的には担当者のノウハウに頼ることはなく、組織として対応できるようにしている。

委：エンジンの整備作業を行う時期は、エンジンデータから得たサイクル数に基づき行っているとのことであるが、理論値よりも不具合が多く発生するような事象があった場合、理論値にフィードバックするなどの見直しは行っているのか。

防：特異な事象が発生した場合などは原因究明を行い、日々、エンジンの耐久性や安全性を高めるための活動を行っている。

【COMMUNICATION SYSTEM BODY】（第152回航空自衛隊）

フォローアップ事項

- ・ 本製品は全体のシステムの一部であるところ、全体のシステムとして競争性はあるのか。また、個々の構成品に競争性があるのかをまず整理する必要がある。そうした整理の上で、本件システムの構成品のうち、本件契約相手方しか製造できないものとそれ以外のもの、防衛装備庁で契約したものと航空自衛隊で契約したものなどを区別し、適切な調達方法（一般競争から随意契約に移行するなど）について分析し、フォローアップ審議の際に説明されたい。

（資料に基づき説明）

防：これまで本件システムの個々の構成品を調達する場合、当初にシステム全体を契約した会社の製品のみを指定していたが、今後は、競争性を高めるため、当該会社の製品のみを指定して調達するものと、当該会社の製品のほか同等品を認めて調達するものに分けて調達することを検討する。

委：調達を二つに分けることにより個々の構成品がそれぞれ別の会社から納入されることも考えられ、自衛隊で組立作業が発生するなどの手間が増えることも考えられる。今回のようなケースの場合、どのような観点をもって調達を行うのか。

防：公共性のほか、考慮しなければならない観点はありますが、これまで様々なものを調達してきた実績を踏まえ、それぞれに適した調達を適切に行っていきたい。

委：調達を二つに分けた場合、当該会社の製品のほか同等品を認めるとする調達は数品目のみとなるが、当該数品目のみで調達するのか、それとも他の同種の品目と合わせて調達するのか。

防：同種の品目であれば、スケールメリットの効果が期待できると考えられるので、状況に応じて調達することとしたい。

【電池Ⅰ型ほか３件】（第１５３回陸上自衛隊）

フォローアップ事項

- ・ 電池の交換のみならず、親機の修理等を含めた総合的なサービスを調達する方策としてPBL契約の採用を要求中とのことであるが、本年６月に「PBLガイドライン」が改正されている。PBL契約の現状を踏まえて、当該ガイドラインは、どのような問題があつて改正したのか。PBL契約のこれまでの実績と今後の取組みについて、フォローアップ審議の際に防衛装備庁から説明されたい。
（資料に基づき説明）

防：これまでのPBL契約の実績から得られた成果などを踏まえ、PBL契約の拡大が促進されるよう所要の改正を行った。

委：PBL契約を締結することにより、会社側においても、ある程度の期間、先を見通すことができるようになり、安定的な事業となるため良い取組みであると思われるが、会社側に任せきりにするのではなく、官側においてもノウハウをきちんと蓄積していき、PBL契約に係る人材の育成を行っていくことが重要である。

防：これまでに効果が出ている事例を積み上げていき、官側の人材を育成しつつ、PBL契約をさらに広めるために会社側の理解を深めていきたいと考えている。

委：これまでのPBL契約の実績を踏まえて、経費面における効果や短縮された時間、生じた問題点などをどのように評価し結論付けたのか。その結果を次回フォローアップ審議の際に説明されたい。

また、PBL契約は、海外が先に行っていたということであるが、海外においてはどの程度導入されているかについて併せて説明されたい。

（３）次回の日程等

今回は４月１７日（水）の開催の予定。詳細については、事務局から後日連絡。